

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課

教職員課

法令名	教育職員免許法	法令の番号	昭和24年法律第147号						
許認可等の種類	更新講習修了確認申請に基づく確認	根拠条項	(平成19年法律第98号)附則第2条第2項						
審査基準	<p>1 改正免許法（平成19年法律第98号）附則第2条第2項に規定する免許状更新講習の課程を修了したことについて、佐賀県教育委員会（免許管理者）による確認を受けなければならない。</p> <p>2 修了確認の審査は、次の事項について行う。</p> <p>(1) 佐賀県教育委員会が免許管理者となるべき者であること。</p> <p>(2) 修了確認期限の2か月前までに申請されたものであること。</p> <p>(3) 申請すべき免許状を所持していること。</p> <p>(4) 30時間の講習を修了確認期限の2か月前までの2年間に修了していること。</p> <p>(5) 職に対応した講習を受講していること。</p>								
	受付機関	教職員課	処理機関	教職員課	交付機関	教職員課	標準処理期間	30日	目次
						標準経由期間		NO	